

Ⅱ 議会基本条例検討のプロセス

ここからは、今まで議会で協議を重ねてきたことを説明します。



4 条例提案までの経過

(1) 議会改革の取り組み ～ 経緯 ～

平成22年2月2日の全員懇談会において、全議員同意のもと議会改革委員会を任意機関として設置しました。同年7月6日に第1回議会改革委員会を開催し、以降、平成27年2月まで5年（開催回数30回）をかけて検討項目の協議を行ってきました。

【協議されてきた主な検討項目】

- ① 会派運営に関すること
- ② 一般質問と代表質問
- ③ 予算・決算議案の審査
- ④ 全員協議会と全員懇談会
- ⑤ 議会と執行部の関係
- ⑥ 議会のIT化
- ⑦ 本会議の運営
- ⑧ 常任委員会の運営
- ⑨ 議会運営委員会
- ⑩ 請願と陳情
- ⑪ 傍聴
- ⑫ 視察研修
- ⑬ 議員の議会外の活動に関すること
- ⑭ 政務調査費（現在：政務活動費）に関すること
- ⑮ 議員の選挙に関すること
- ⑯ 議会基本条例

上記の検討項目の中で③、⑯を含め、いくつかの項目が結論を得ることができず、協議を継続してきました。平成27年2月23日の議会改革委員会において、「議会基本条例は、平成29年3月制定を目指すこと。」「予算・決算議案の審査は、平成28年9月条例改正を目指し、新たに委員会を設置し審査をすることを検討。」となりました。

これを受け、平成27年6月に議会改革検討特別委員会を設置し、傘下に作業部会を設け、議会基本条例の制定に向け本格的に動き始めました。



(2) 議会改革検討特別委員会

平成 27 年 6 月 2 日、全議員（20 名）で構成する議会改革検討特別委員会を設置し、傘下に作業部会を設けました。

(3) 議会改革検討特別委員会作業部会

作業部会は、各会派から 1 名ないし 2 名、無会派から 1 名の全 8 名で構成し、オブザーバーとして議長、副議長を入れた 10 名で活動しています。

(4) 特別委員会及び作業部会の取り組み経過

平成 27 年 6 月 2 日の第 1 回議会改革検討特別委員会以降今日まで、作業部会を延べ 34 回開催し協議時間は約 70 時間を超えました。

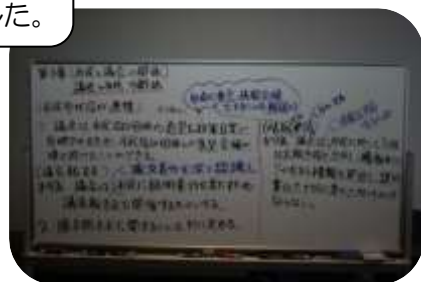
いなべ市議会の現状と課題を抽出し、いなべ市に合った議会基本条例とすべく協議を重ねてきました。

(5) 平成 29 年 3 月定例会で条例提案！

平成 28 年 12 月 2 日から平成 29 年 1 月 20 日まで実施したパブリックコメント（政策意見公募）でいただいた意見、2 月 11 日の市民説明会でいただいた意見を含め、議会内で最終協議を行い、平成 29 年 3 月定例会へ提案します。



ホワイトボードを用い、意見を出し合い、条例をつくりました。



作業部会の様子



5 条例協議のポイント

- いなべ市議会では、議会の役割、これから強化すべき機能、そしてより市民に開かれた議会となるため様々な角度で協議を行ってきました。

議会で審議している内容について、もっと市民に伝える、伝わる取り組みが必要では？



議会が積極的に情報発信や会議の内容について公開できるようにしていこう！（基本条例第3条、第7条、第8条、第10条など）

市民の意見や考えを議会として聴いたり共有したりするしくみが必要では？



日ごろの議員活動と合わせ議会として市民の意見を聴く場を設けていこう！（基本条例第3条、第5条、第9条、第10条など）

議員個々が議案を議決することの責任を再認識して、提案される内容を熟議できる環境が必要では？



議決責任を再認識し、議案を十分に審議できる説明資料を執行機関へ求めよう！そして、求めるだけでなく、自らも積極的に調査・研究にあたり、政策立案、政策提言へつなげよう！（基本条例第3条、第5条、第6条、第12条、第14条など）

予算を議決しているのは議会。議決する以上は、その事務をしっかり見届ける必要がある。もっと、監視・評価ができる整備が必要では？



執行機関の監視・評価はもちろん、自らの活動についても評価していこう！（基本条例第17条、第18条、第19条、第35条など）